

横須賀法人会 ニュース みなと

MINA TO

CONTENTS

- 横須賀税務署人事異動
- 三浦半島の街道を行く
三浦一族「円通寺」

NO.
311
2025.9

法人会
消費税期限内納付
推進運動



フィナーレは阿波踊り（おっぱままつり・今年は7月13日開催） おっぱままつりは、追浜が町全体を挙げて行う夏の風物詩。京急追浜駅前の追浜銀座通り商店会が歩行者天国となり、サンバカーニバル、おっぱまソーラン、沖縄エイサー、阿波踊りなど、路上パレードが朝から晩まで繰り上げられる。子どもも大人も楽しめる会場には、例年約3万人が訪れる。追浜の地域住民たちが一丸となって作り上げる、笑って踊っての祭りは、にぎやかでパワーにあふれ楽しい一日が過ごせる。（文引用：「ウォーカープラス」／写真：稲毛 敦子2024年に撮影）

源泉所得税のキャッシュレス納付、 法人税のALL e-Tax にご協力を

新税務署長に吉松幸一氏着任

今年7月の定期人事異動で、横須賀税務署長に吉松幸一氏が着任した。

また、法人担当には筧 晶子副署長、法人課税第1部門には、高野智之統括官、津島星太上席審理担当官が着任して、新体制がスタートした。

着任のごあいさつ

横須賀税務署長 よしまつ こういち
吉松 幸一

公益社団法人横須賀法人会の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の定期人事異動により、鎌倉税務署から転任してまいりました吉松でございます。横須賀税務署の勤務は初めてでございますが、ちょうど5月に家族で「猿島」を訪れ散策後、「よこすかポートマーケット」で食事を済ませ、「ヴェルニー公園」では薔薇を觀賞するなど観光を楽しんだところでしたので、横須賀に不思議な御縁を感じております。前任の稲葉署長と同様に、御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

まずは、鈴木会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与する」との理念のもと、「米海軍音楽隊コンサート」、「しらかば子どもの家訪問BBQ大会」の開催など、地域社会や地域経済の発展に大きな役割を果たされております。また、税に関する各種研修会の開催、次世代を担う児童を対象とした「租税教室」の実施、横須賀市・三浦市の全小学校を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催を通じて、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に貢献していただくとともに、「e-Taxの利用拡大」、「キャッシュレス納付の推進」など、税務行政の重要な施策についても多大なる御支援をいただいております。



先日、着任して早々に短い時間ではございましたが、鈴木会長様をはじめ役員の皆様とお話をさせていただく機会を頂戴しました。また、青年部会、女性部会の役員の皆様ともお話をさせていただきました。横須賀税務署の勤務が初めての私にとりましては、皆様の税務行政への御協力のみならず、地域が抱える課題等に取り組み貢献していく熱い思いに触れることができ、改めてその熱意に感銘を受けた次第でございます。

これら地域社会に密着した活動は、私どもといたしましては、誠に心強い限りであり、多大な御尽力に対しまして敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の経済社会や技術環境は目まぐるしく変化しております。特にデジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革するデジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっております。そのような中で国税庁といたしましては、そうした変化に柔軟に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすべく、「納税者利便の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づき、デジタルを利用した国税に関する手続きや業務の見直しを進めております。

本年は特に、納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」のうち、所得税徴収高計算書の提出と

納付手続を同時に行うことができる「自動ダイレクト」の積極的な利用といった「納税者の利便性の向上」への取組について、貴法人会の皆様との連携・協力は欠かせないものと考えております。

引き続き会員の皆様に対して、各税目のe-Taxの利用をはじめ、法人税のALL e-Taxや年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、電子納税証明書、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進を働き掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人横須賀法人会の

益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

署長
よしまつ こういち
吉松 幸一 氏(新任)

【出身地】宮崎県都城市

【趣味】映画鑑賞

【座右の銘】一期一会

【血液型】A型



横須賀税務署人事異動 新体制ご紹介



副署長(総務担当)
さかた しょういち
坂田 将一 氏(留任)

【出身地】青森県八戸市

【趣味】サウナ、読書(歴史小説)

【座右の銘】あきらめたらそこで試合終了

【血液型】A型



副署長(法人担当)
かみ あきこ
寛 晶子 氏(新任)

【出身地】神奈川県横浜市

【趣味】旅行、温泉、登山、ホットヨガ、猫

【座右の銘】ピンチはチャンス

【血液型】A型



法人課税第1部門統括官
たかの ともゆき
高野 智之 氏(新任)

【出身地】神奈川県横浜市

【趣味】資格取得

【座右の銘】足を引っ張るのではなく、手を引っ張ってあげたい

【血液型】A型



法人課税第1部門上席審理担当官
つしま せい太
津島 星太 氏(新任)

【出身地】兵庫県神戸市

【趣味】読書、映画鑑賞

【座右の銘】置かれた場所で咲きなさい

【血液型】A型



法人課税第1部門審理担当官
おおもり ゆか
大森 由花 氏(新任)

【出身地】神奈川県横浜市

【趣味】読書

【座右の銘】人間万事塞翁が馬

【血液型】A型



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ 君

【出生地】東京都千代田区霞ヶ関

【身長】約165cm

【体重】ひみつ

【誕生日】平成16年10月1日

【性別】男の子

【家族構成】独身

【特技】パソコン・空も飛べます

会長就任のご挨拶

(公社)横須賀法人会 会長 鈴木 透

去る6月18日の第13回通常総会後に開催されました臨時理事会で、推挙、ご承認を頂き、会長に就任いたしました(株)鈴栄工業代表取締役の鈴木 透でございます。

今年度任期満了に伴う役員改選に伴い、7年半にわたり会長職を立派に勤められました小池克彦氏が、その職のご勇退を決心され、前述の経緯となりました。

昨今は、法人会を含むこのような多くの団体が、全国的な会員数の減少傾向にあり、困難な組織運営に直面しているなか、各団体は将来を見据えた方針の検討が必要な大事な転換期を迎えています。

法人会は、国税当局や自治体と連携し、税の広報を始め、税務研修、租税教育と、円滑な税務行政の運営に長年寄与し続けてまいりました。また、同時に全国70万社会員を擁する税のオピニオンリーダーとして、毎年の税制改正に大きな役割を果たしてまいりました。

公益社団法人に移行し、「民が担う公共」は全国の9割を占める中小企業の集まりである法人会に対して、さらに国や地域社会に貢献することが求められ、各方面からその存在と活動に期待が寄せられている

ところでもあります。

経営者を取り巻く、長く厳しい状況の中でも、横須賀法人会は、積極的に事業を推進し、役員皆様の強い絆と高い意識で法人会を支えて下さいました。そして、その根底には、法人会の事業活動に対して、一生懸命に、そして楽しく携わっていくという想いがありました。

小池前会長には、今後も理事・相談役として、ご指導を仰ぎながら、引き続き公益社団法人としての役割を追求し、活力ある楽しい法人会を目指してまいれたらと存じます。しっかりと意思を受け止め、副会長、委員長、地区会長、理事、部会長各位と役員の皆様、そして何より会員の皆様のご協力を頂きながら、一生懸命務めさせて頂きたく存じます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ、会報「みなと」誌面にて、会長就任のご報告と、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年8月1日

公益社団法人横須賀法人会
会長 鈴木 透



横須賀税務署幹部 人事異動一覧

令和7年7月10日発令 (敬称略)

役職名	氏 名 (新)	前 任 地
署 長	吉松 幸一	鎌倉署・署長
副 署 長 (総 務)	坂田 将一	留任
副 署 長 (法 人)	寛 晶子	藤沢署・総務課総務課長
徴 収 特 徴 官 (指 定)	紫原 哲也	東京局・業務センター室 (横浜南分室)・統括管理官
法人特別調査官 (指定)	須藤 康人	東京局・調査第二部調査第15部門統括主査
総 務 課 長	森 徳泰	東京局・査察部査察第33部門・統括主査
総 務 課 長 補 佐	中瀬 幸弘	東京局・課税第一部資料調査・第一課国税実査官
管理運営1統括官	武田三千代	留任
管理運営2統括官	大塚 寿一	東京局・業務センター室 (横浜南分室) 連絡調整官 (国税管理官)
管理運営3統括官	志野 幸秀	留任
徴 収 特 徴 官	作井 武文	留任
徴 収 特 徴 官	沼本 清	川崎北署・特別国税徴収官
徴 収 1 統 括 官	山下 睦巳	留任
徴 収 2 統 括 官	岡山 隆	税務大学校研究部教育官
個 人 1 統 括 官	永友 大介	留任
個 人 2 統 括 官	有泉 達也	渋谷署・個人課税第2部門統括国税調査官
個 人 3 統 括 官	清水 英樹	留任
個 人 4 統 括 官	大津 誠	留任
資 産 1 統 括 官	松本 敬一	横浜南署・資産課税第3部門統括国税調査官
資 産 2 統 括 官	後藤 敦	留任
法 人 1 統 括 官	高野 智之	神田署・法人課税第2部門統括国税調査官
法 人 2 統 括 官	永幡 謙介	保土ヶ谷署・法人課税第2部門統括国税調査官
法 人 3 統 括 官	平松 武義	留任
法 人 4 統 括 官	長町 圭	留任
法 人 5 統 括 官	佐藤 光彦	横浜中署・法人課税第7部門統括国税調査官
法人連絡調整官	間吾 重喜	横浜中署・個人課税第7部門上席国税調査官
法人1上席審理担当官	津島 星太	東京局・課税第一部国税訟務官室

前 任 者 (旧)	異 動 先
稲葉 眞一	ご勇退
大林 督	国税庁・法務省訟務局租税訟務課課長補佐
中神 高之	横浜中署・特別国税徴収官
森 光洋	東京局・調査第二部調査第14部門統括国税調査官
榎本 政哲	京橋署・総務課・総務課長
松井 勇希	神奈川署・総務課・課長補佐
佐藤 庸子	品川署・管理運営部門・上席国税徴収官
一釣 博史	大和署・特別国税徴収官
藤平 智浩	横浜南署・特別国税徴収官上席国税徴収官
上野 俊夫	雪谷署・個人課税第2部門統括国税調査官
鈴木富紀子	東京局・業務センター室 (武蔵府中分室) 主任国税管理官
砂川 丈二	東京局・業務センター室 (平塚分室) 主任国税管理官
鈴木 晋平	芝署・法人課税第11部門統括国税調査官
齋藤 淳	戸塚署・法人課税第4部門統括国税調査官
齊藤 貴之	大和署・法人課税第5部門統括国税調査官
布野 勝	東京局・調査第二部調査第12部門国税調査官

コラム

肉体労働は運動ではない？ 専門医が伝えたい「逆説の健康論」

一般社団法人 Lumedia

「現場で体を動かしているから、運動は足りている」。そう信じている経営者や社員の方は少なくありません。オフィスワーク中心の人に比べて、体を使う仕事をしている人の方が健康的、というイメージは根強くあります。しかし、近年の研究では「肉体労働が多い人ほど、むしろ健康リスクが高い」という意外な事実が明らかになってきています。

2021年に発表されたデンマーク国立労働環境研究センターのホルターマン氏らの研究は、こうした「常識」に一石を投じました。彼らはおよそ11万人を対象に、工作中的の身体活動と余暇の運動が健康に与える影響を比較しました。その結果、余暇で運動している人は心臓病などのリスクが減少していたのに対し、日常的に肉体労働をしている人ほど心血管疾患のリスクがむしろ高くなるという、逆説的な結果が得られたのです。この現象は「フィジカル・アクティビティ・パラドックス（身体活動の逆説）」と呼ばれています。

なぜこのようなことが起こるのでしょうか？それは、運動と労働では「体への負荷のかかり方」が根本的に異なるからです。運動は、健康を目的として意識的に行うものであり、時間や強度がコントロールされ、適度な休息がセットになっています。例えば、30分の速歩や筋力トレーニングのように、心肺機能や筋肉に「良いストレス」を与えて、その後に回復することで体力や代謝が高まっていきます。

一方、肉体労働はどうでしょうか。力仕事や立ち仕事、繰り返しの作業などを長時間続けることで、体には休む間もない慢性的な負荷がかかります。

心拍数が高い状態が長く続くことや、一方向の動作が繰り返されることで、むしろ筋肉や関節へのダメージが蓄積し、慢性疲労や血管への負担が増してしまうのです。

こうした「健康に見えて不健康な活動」が、結果的に心臓病や高血圧、腰痛、過労による疾患のリスクを高める原因になっていると考えられます。この知見は、経営者にとっても重要な示唆を含んでいます。社員が現場でよく動いているからといって「運動は足りている」と安心するのは危険です。むしろ、そうした方々にこそ、業務外でのストレッチやリラクゼーション、バランスの取れた筋肉の使い方を意識した運動が必要です。そして、経営者自身も例外ではありません。多忙なスケジュールの中で、意識的に体を動かす時間を確保しないと、知らないうちに「運動不足型ハイリスク層」になってしまう可能性もあるのです。

健康とは、ただ体を動かしていれば手に入るものではありません。科学的に正しい運動習慣を身につけること。それが、経営者としての健康資本を守り、社員の活力を引き出す最も確実な方法です。



<まとめ>

- ・ 肉体労働は体を動かしていても、健康的な「運動」とは本質的に異なります。
- ・ 長時間の反復作業は、心臓病や疲労のリスクをむしろ高める可能性があります。
- ・ 業務外の計画的な運動こそが、経営者と社員の健康を守る鍵となります。

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス 検索

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



新年度 租税教室・社会貢献・セミナー早くも実施



5/2 租税教室 横須賀市立神明小学校
講師：大熊雅人直前部会長



6/6 租税教室 横須賀市立森崎小学校
講師：斉藤順也租税委員長



6/8 西部地区会「荒崎海岸クリーンフェスタ」
に参加された皆さん



6/18 総会終了後に鈴木新会長より
花束を受ける小池前会長
於：メルキュールホテル



6/24 県法連功労者表彰式終了後に
記念撮影 於：横浜ベイホテル東急



7/29 南部地区会支部長会終了後に
記念撮影 於：京急久里浜駅前



7/16 女性部会教養セミナーで
講師を務めた 坂本 稔氏



7/16 女性部会教養セミナーに参加された皆さん
於：横須賀商工会議所
テーマ「中東とアジアについて」

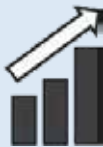
e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**

◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。

※体験できる機能は一部のみ

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーはこちら

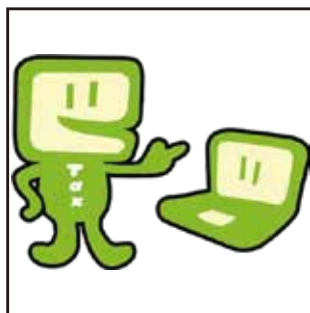


e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



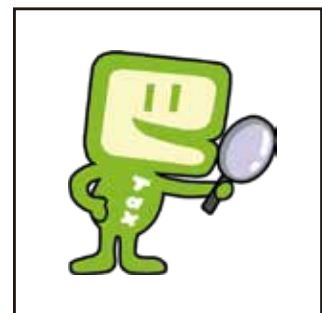
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しいただけます。e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスに気にならずに利用できます。パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



今年の年末調整はとても大変だ！ 税制改正と「特定親族特別控除」の創設（所得税）

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 **まつい ひろき** 松井 裕紀



令和7年度税制改正

年末調整はまだまだ先のことに思われるかもしれませんが、令和7年度税制改正により所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の見直しがあり、「特定親族特別控除」が創設されました。

詳細については『令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について』というパンフレット（国税庁HPからダウンロードできます）をぜひご覧いただきたいのですが、下記のように改正項目が目白押しとなっています。

早めに内容の理解を深め、万全の態勢で年末調整に備えましょう。

なお、来年確定申告をされる個人事業主の方も、適用される各種控除は下記と同内容ですので人ごとではありませんよ！

- (1) 基礎控除の見直し
改正前48万円 → 改正後58万円～95万円に引上げ（所得に応じて令和7・8年分は5段階に区分）
 - (2) 給与所得控除（最低保証額）の見直し
改正前55万円 → 改正後65万円に引き上げ
上記の結果、「扶養親族等の所得要件」も改正され、いわゆる103万円の壁が123万円に引き上げられました。
 - (3) 扶養控除や配偶者控除の対象となる方の所得要件
改正前48万円以下（給与収入103万円以下） → 改正後58万円以下（給与収入123万円以下）
- ※ 省略しますが、配偶者特別控除や勤労学生控除等の対象となる方の所得要件も引き上げられています。

特定親族特別控除の創設

1 制度の概要

特定親族とは居住者と生計を一にする年齢19歳以上

23歳未満の親族（配偶者、青色・白色事業専従者を除きいわゆる里子を含む）で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入123万円超188万円以下）の人をいいます。

例えば子供の給与収入が150万円以下であれば親は「特定扶養控除」とおなじ63万円の控除を受けられることになり、給与収入が150万円超188万円以下の場合には下記の図のように段階的に控除を受けられることになりました。

2 具体的な手続き

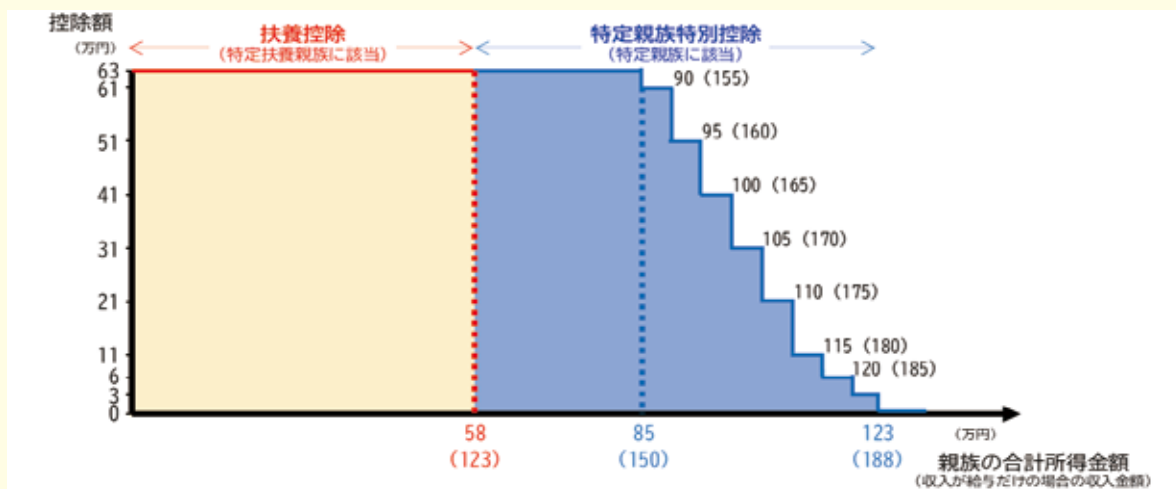
年末調整で特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に特定親族の氏名や合計所得金額の見積額などの必要事項を記入して、給与の支払者に提出する必要があります。

なお、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は「基礎控除申告書・配偶者控除等申告書」等との兼用様式になっていますので、記入欄を見落とさないように注意してください。

さいごに

「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、「特定親族特別控除」の創設によってこれまで控除の対象外だった親族の方も扶養控除や配偶者控除、特定親族特別控除などの対象となる可能性があります。

納税者にとっては有利な改正であり、年末調整の際は還付を受けられる方が多くなると予想されますので、従業員の方への周知を早めに行う、各種申告書の回収時に記載漏れがないようにするなど、今年の年末調整は対応に十分ご注意ください。



出典：国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf>)



にせ税理士に注意してください！

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193

三浦半島の 街道を行く シリーズ 71

三浦一族「円通寺」 ～大矢部弾庫跡地公園化に向けて～

横須賀市「大矢部弾庫跡地」として、都市公園化が進められている谷には、かつて三浦氏初代為通開基と伝わる「円通寺」がありました。円通寺は江戸時代に廃寺になり、その後は日本軍、米軍の施設になりましたが、現在は都市公園整備を目指して調査等がおこなわれています。



自然豊かな深い谷が残っています
この最奥に円通寺と深谷やぐら群がありました

発掘調査で、谷の最奥に円通寺跡と思われる平場が見つかりました。また、この平場からは、石列が出ており、建物の基礎ないしは建物に関連する石列だと考えられます。出土遺物は、14世紀のかわらけ（素焼きの土器）が最も多かったといい、鎌倉時代の寺の存在が確実になりました。また、15世紀末～16世紀初頭のかかわりも、わずかながら出土しているといい、まさに新井城で三浦道寸が北条早雲（伊勢宗瑞）に滅ぼされる前後にも、この寺が三浦氏の寺として存在していた可能性が考えられ、ロマンを感じます。残念ながら、初代三



最奥の一段高くなっている箇所から見つかった
円通寺の建物が建っていたと考えられる平場

浦為通の時代にあたる平安末期の遺物は出土しておらず、まだ、全貌は不明なものの、今後の調査と整備にさらなる期待が掛かります。

平場を囲む山の斜面には、やぐら（深谷やぐら群）が築かれています。1号やぐらと呼ばれる最上部のやぐらを中心に、20を超えるやぐらが確認されています。



平場の発掘調査風景

かつて円通寺には、三浦氏の五輪塔、文永8年（1271年）の銘がある板碑、国指定重要文化財の観音菩薩像（通称滝見観音）など、三浦一族ゆかりの貴重な遺物が祀られていました。これらは、江戸時代に廃寺になった際、清雲寺（1104年、3代三浦義継開基と伝わる）に移されました。現在、円通寺跡に入ることはできませんが、円通寺と関係が深かったと考えられる清雲寺にお参りし、三浦一族の足跡を偲んではいかがでしょうか。



1号やぐらのようす

筆者：山城ガールむつみ

歴史＆山城ナビゲーター。歴×トキ（レキトキ）代表、三浦一族研究会副会長、一般社団法人城組副理事など。歴史やお城をテーマにしたイベントや講座講演、執筆業、ガイド業、メディア出演、御城印のプロデュースなど手がける。歴史コーディネーターとして、地域活性のために埋もれている歴史の掘り起こしや現地調査を行い、歴史と城を使った町おこしなどにも取り組む。<https://www.rekitoki.com/>



知れば知るほど お得が満載！
社長も社員もつかえるハッピーなサービス
会員優待サービスブックを活用しましょう！

Webサイトはこちらから <https://houjinkai.kanagawa.jp>

会員限定パスワードは事務局までお問合せ願います



コメ農家がいなくなる？

今年も米の収穫期となった。「令和のコメ騒動」の一連の報道で、日本人は1日約2万トンのコメを食べるそうで、20万トンの備蓄米も10日で食べつくすと知った。

「新米の出回りとともにコメ不足は一時的に解消するだろう。しかし、このままではコメ不足は今後も続くことになる」と、コメ農家の方が語っていた。

農家仲間では、かなり以前からコメ作りではメシが食えない、いずれコメが足りなくなると、ささやかれていた。

農林水産省関東農政局の2022年の調査では、長野県の戸あたりの経営面積は95アールで、一日あたりの所得を8時間で割ると時給488円であるという結果が出た。これではメシが食えない。

世界一高いと言われる日本のコメの実情である。同農政局の統計では、1975年の日本の水田面積は256万ヘクタール、それが2023年には134万ヘクタールに減った。

また、1976年の農業の基幹的従事者は503万人だったが、2023年には116万人に減った。さらに、全国

の農家の平均年齢は約70歳で、あと10年で農家で働く人は平均80歳になる。

このままだとコメを作る人がいなくなる。



我が国の食料自給率は約38%で、今までは外国から安い食料を買ってきたが、円安が進み、加えて紛争戦争、さらに災害級の異常気象による猛暑が起きている中、自国の食べ物を自国で生産できなくても本当に大丈夫なのか。今後も農家が減っていくという。田畑は草っ原になり、荒れていく。疲弊していく農村。我が国のコメ不足は一過性の問題ではない。極めて深刻な問題で、実はもう手遅れかも知れない。いつか日本人が食べたいと叫んでも、日本米を口にできない日が来ってしまうのか。

何とか次の世代と日進月歩の技術革新、そしてそれらを支える農政改革に期待したい。

一刻を争う問題なのに、危機感がなく他人事のように誰かが何とかしてくれると思ってしまうのは、今や課題や問題が多すぎて関心が薄れてしまうからか。それにしても、やはり人生最後まで「お米」が食べたい。

出典：野口忠道氏（元県立高校教諭）

**消費税の期限内納付を
忘れずに。**



期限内納付のための
納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

**消費税には
申告・納付期限※1
があります。**

- ▶ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要となります^(※2)。
- ▶ 期限を過ぎると延滞料がかかる場合があります。
- ▶ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税率^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ▶ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担・事務負担を軽減できる2割特別^(※4)があります。

直前の課税期間の 確定消費税額※(3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)※(5)

**申告・納付には
e-Taxが
利用できます。**

**個人事業者の方は振替納税も
利用できます。**

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の03月31日までで消費税の申告に納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができま

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



新 会員紹介

(令和7年6月～令和7年7月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —

近くの会員企業を利用しましょう

支 部	法 人 名	代表者名	所 在 地	電 話	業 種
中央第1地区会					
本町	laboratorio (同)	野地 央	本町3-18	090-3450-4435	SPエージェンシー
若松	* Chinese Restaurant 凜		若松町3-12平成若松ビル2号棟1F～2F	821-5565	飲食業
米が浜日の出	(株)ベルテックス	武田 哲	日の出町1-7-5F	828-6651	不動産業
米が浜日の出	社会保険労務士法人わたなべ社会保険労務士事務所	渡邊 浩世	米が浜通1-7-2-203	854-5417	社会保険労務士事務所
東部地区会					
根岸	(株)ライフプラス	堀江 茂樹	根岸町3-1-6-125	854-7352	鍼灸接骨院
西部地区会					
武山	(株)緑生	加藤 沙織	武4-8-1	080-4425-5352	造園業
大楠	(有)マルケンホーム	石渡 健	芦名2-20-30	857-3045	不動産業
市外					
市外	* (株)かんぽ生命保険 藤沢支店		藤沢市藤沢115-2	0466-25-8898	保険業

*は賛助会員です。



※左右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？
(答えは10頁にあります。)

7つの間違い探し

広報の窓



前年度に引き続き、横須賀法人会広報委員会委員長を仰せつかることになりました渡辺と申します。前年度同様、さまざまな方々にお知恵をいただきながら、横須賀法人会の活動に寄与していく所存です。

広報委員会の活動は、横須賀法人会全会員に届く会報誌『MINATO』の発行を主としており、会報誌の内容として、①横須賀法人会の活動や税に関する法改正の報告、②関係団体、行政機関を通じ、経営の一助になるようなお知らせ、③当会エリアである三浦半島の歴史や最新の話題の提供。この3つの内容を中心に、会員の皆様や、一般の市民の皆様へ有益な情報や交流に少しでもお

役に立てる内容でご提供していきたいと考えております。

最近、誌面チェックをしていると、法人会活動が以前と比べ、活発に行われているように感じます。今後もさらに地域活動や会員交流も増えていくと思いますので、会員皆様におかれましては、何かとお忙しい毎日かと思いますが、法人会の案内が届いた際は、新しい交流や新しい情報が得られる可能性もありますゆえに、ご都合が合えばぜひともご参加いただくと幸いです。

結びになりますが、これからも会員みなさまのお役にたてる内容を企画し、お伝えしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

広報委員長 文明堂印刷(株) 渡辺 隆路



**アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。**

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。

お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実
した人生。

アフラックは、そのお手伝いをする存在で
あり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック 横浜総合支社 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

